

社会福祉法人室蘭福祉事業協会  
保育所における処遇改善手当Ⅱの支給の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員給与規則第35条及び社会福祉法人室蘭福祉事業協会臨時的任用職員就業規則第30条（以下、これらを「給与規則」という。）に規定する処遇改善手当のほか、令和4年2月1日からの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る処遇改善手当の支給に関して、その特例を定めるものとする。

(支給対象者及び支給額等)

第2条 支給は月額支給とし、支給対象者及び支給額は、理事長が別に定める。  
この場合において、支給額については、財源となる国からの補助金又は委託料の範囲内を基準とする。

(取扱い)

第3条 この規則による処遇改善手当Ⅱの取り扱いについては、給与規則の処遇改善手当と同様とする。

附 則

この規則は、令和4年2月24日から施行し、同年2月1日から適用する。